

ICT トラブルシューティングコンテスト 規約

第1章 総則	3
第1条 (名称)	3
第2条 (目的)	3
第3条 (事業)	4
第2章 組織、役員会および委員会	4
第4条 (組織および構成員)	4
第5条 (役員)	6
第6条 (代表者)	6
第7条 (会計責任者)	6
第8条 (常任役員)	6
第9条 (常任役員会)	7
第10条 (実行委員会)	8
第11条 (運営委員会)	9
第12条 (参加、退任)	9
第13条 (任期)	10
第14条 (除籍)	10
第3章 会計及び資産管理	11
第15条 (資産の管理)	11
第16条 (収入)	11
第17条 (支出)	11
第18条 (口座管理)	11
第19条 (支出承認)	11
第20条 (会計年度)	11
第21条 (収支報告)	12
第4章 変更及び解散	12
第22条 (規約の変更)	12
第23条 (解散)	12
第24条 (残余財産の帰属)	12
第5章 その他	12
第25条 (その他)	13
附則	13
改訂履歴	14

第1章 総則

第1条 (名称)

- (1) 本団体は、「ICT トラブルシューティングコンテスト」(略称：トラコン)と称する。
- (2) 英文名称は、「ICT Trouble Shooting Contest」(略称：ICTSC)と称する。

第2条 (目的)

現在、ICT 技術は我々の生活に欠かせないものとなっており、インターネットを介したメッセージや SNS など、様々な Web サービスやガジェットがパーソナル、ビジネスを問わず活用されている。

これらインターネット上のサービスを利用者に提供するため、情報を処理するサーバや、サーバが生成したデータを利用者の端末にまで届けるネットワークなどの情報通信インフラは、現代の ICT 環境にとって必要不可欠なコンポーネントである。ICT 環境の活用状況が加速するに伴い、これら情報通信インフラに携わるインフラエンジニアの存在はますます重要度を増している。

しかし、サービスの利用者が直接操作するサービスアプリケーションとは異なり、利用者が情報通信インフラを直接目にする機会は少ないため、これらインフラ技術に興味を持ってインフラ業務に携わる技術者の数はサービスアプリケーションと比べて非常に少ない傾向にある。

ICT トラブルシューティングコンテストは、このような ICT 人材の状況を鑑み、大学院、大学、専門学校、高専、高校などに就学する若い世代が自発的に情報技術に興味を持ち、早い段階で情報通信インフラに触れ、同世代のエンジニアとの交流を深めていくことで、今後の ICT 環境を支える人材の発掘と育成、そして ICT 業界を活性化するエンジニアコミュニティの形成を推進することを目的とする。

第3条（事業）

本団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国の専門学校、高専、大学、大学院等に就学する学生が主体となり、学生を対象とした、ICT インフラに関する技術を競うコンテスト（以下「当コンテスト」という。）を開催する。
- (2) 全国の学生が前項の当コンテストに参加し技術力を競うために必要な技術情報、当コンテスト実施における報告と経験考察など、技術習得と成長を促す資料と、勉強会、セミナー等のイベント開催によって、ICT インフラ技術に興味を持つ学生に学習機会を提供する。

第2章 組織、役員会および委員会

第4条（組織および構成員）

本団体は以下の組織によって構成され、協賛企業団体を除く各組織に所属する者を当コンテストの構成員と総称する。

(1) 常任役員および常任役員会

常任役員は当コンテストの開催と継続の責務を担い、常任役員会は本団体を代表する。常任役員は常任役員会によって過去に当コンテストに対し多大な貢献を行った者の中から選出され任命される。

(2) 実行委員および実行委員会

実行委員は企業、団体、自治体等に所属する社会人、もしくはコンテスト競技参加対象となる各学校に就学していない個人によって構成され、コンテストを主催し、次項にある運営委

員会をサポートする役割を担う。実行委員は常任役員会が定める資格条件に基づき、常任役員会および実行委員会によって選出され、常任役員会の承認をもって任命される。

(3) 実行委員長

実行委員長はコンテスト開催に際し、実行委員会を代表し会務を総理する。実行委員長は実行委員会によって実行委員の中から選出され、常任役員会の承認をもって任命される。

(4) 会期スタッフ

会期スタッフは公募によって採用された社会人によって構成され、実行委員会の事務協力等を行う。会期スタッフは年度ごとに常任役員会が定める資格条件に基づき、常任役員会によって年度ごとに選出され、常任役員会の承認をもって任命される。

(5) 運営委員および運営委員会

運営委員会は日本全国の専門学校、高専、大学、大学院等に就学する学生によって構成され、コンテストに関わる一切の企画運営を担う。運営委員は常任役員会の定める資格条件に基づき、常任役員会および実行委員会によって募集勧誘、依頼によって選出され、常任役員会の承認をもって任命される。

運営委員会の責任者、各担当者、運営方針、その他諸事の決定に関しては、当コンテストの趣旨に則り、運営委員会を構成する構成員の自主性に委ねることとする。

(6) 協賛企業団体

協賛企業団体は当コンテストの趣旨に賛同し、年度ごとのコンテスト開催に伴う費用、会場、器材など各種リソースなどを提供する。協賛企業団体は常任役員会、実行委員会による募集、推薦、もしくは依頼によって協賛する。

(7) 顧問

顧問は、本団体の活動に理解と識見を有する者の中から、常任役員会の推薦により、常任役員会の承認を経て選任され、本団体の運営に関し、常任役員または常任役員会が必要と認めた事項についての助言を行う。

ただし、本団体の意思決定には関与しない。

第5条（役員）

本団体に次の役員を置く。

- (1) 会長（代表者）1名
- (2) 役員 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計責任者 1名

第6条（代表者）

- (1) 会長を本団体の代表者とする。
- (2) 代表者は本団体を代表し、対外的な契約その他の法律行為を行う。
- (3) 代表者は本団体の運営および資産管理について最終責任を負う。

第7条（会計責任者）

- (1) 会計責任者は常任役員の中から選任する。
- (2) 会計責任者は、本団体の収支管理、会計帳簿の作成および保管を行う。
- (3) 会計責任者は代表者とは別の者がこれにあたる。

第8条（常任役員）

- (1) 常任役員会に常任役員として会長1名、役員1名以上8名以内、事務局長1名を置く。会長は本団体の代表者を兼ねる。
- (2) 常任役員会には常任役員以外として会務を執行する上で必要と思われる者(事務局員、顧問など)を置くことができる。
- (3) 会長は本団体及び当コンテストを代表し、当コンテストの運営維持を総理する。

- (4) 事務局長は本団体の事務業務を統括すると同時に、会長を補佐し、会長に事故もしくは職務遂行が困難であるとき、その職務を代行する。
- (5) 役員を新たに選任する場合には、役員会において当該者の審査を行い、承認および任命する。

第9条（常任役員会）

常任役員によって開催される会議を常任役員会とする。

- (1) 常任役員会は会長、事務局長および役員をもって構成する。
- (2) 常任役員会は会長、役員及び事務局長のいずれかが必要と認めたときに開催する。
- (3) 常任役員会は必要に応じて、対面、書面、電子メールもしくはテレビ会議、グループチャット、グループメッセージ等によって開催することができる。
- (4) 常任役員会は会長、事務局長および1名以上の役員の出席及び参加、もしくは常任役員会開催確認承諾(メール返信、メッセージ上の「既読」、チャット上での発言コメントなど)をもって成立する。
- (5) 常任役員会に出席できない会長、事務局長、役員は、常任役員会に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は常任役員会に出席もしくは参加したものとみなす。
- (6) 常任役員会は会長が主宰し議長を務める。ただし会長が主宰できない場合には、会長が指名する事務局長もしくは常任役員にその権限を委任することができる。
- (7) 常任役員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の場合には議長の決するところによる。

(8) 常任役員会は当コンテストの開催、中止、終了、継続を決議するほか、次の事項を決議する。

- ・ 本規約の改正
- ・ 当コンテストに参加する構成員の承認と任命
- ・ 当コンテストに参加する構成員の承認と任命の委任
- ・ 協賛企業団体による協賛の承認

第 10 条（実行委員会）

実行委員によって開催される会議を実行委員会とする。

- (1) 実行委員会は常任役員、実行委員をもって構成する。
- (2) 実行委員会は実行委員長および実行委員のいずれかが必要と認めた時に開催する。
- (3) 実行委員会は必要に応じて、対面、書面、電子メールもしくはテレビ会議、グループチャット、グループメッセンジャー等によって開催することができる。
- (4) 実行委員会は常任役員と実行委員からそれぞれ 2 名以上の出席をもって成立する。
- (5) 実行委員会に出席できない常任役員と実行委員は、実行委員会議に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は実行委員会議に出席もしくは参加したものとみなす。
- (6) 実行委員会は実行委員長が主宰し議長を務める。ただし委員長が主宰できない場合には、委員長が指名する常任役員もしくは実行委員にその権限を委任することができる。
- (7) 実行委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の場合には議長の決するところによる。

- (8) 実行委員会は当コンテストの開催に伴い、必要と思われる業務を検討審議し、各委員に対する役割と責務、実施計画を決議する。

第 11 条（運営委員会）

運営委員会の構成、開催、成立条件、決議事項等の規定、運営方法は当コンテストの趣旨に則り、運営委員会を構成する構成員の自主性に委ねることとし、本規約にて規定規則罰則等を設けないものとする。

第 12 条（参加、退任）

- (1) 本団体常任役員会に役員として参加しようとする者は、常任役員会へその旨を申し込み、その常任役員会によって承認を受けなければならない。
- (2) 本団体常任役員会を退任しようとする役員は、本団体常任役員会へその旨を申告しなければならない。
- (3) 協賛企業団体として当コンテストの協賛をしようとする者は、当コンテスト所定の書面をもって本団体の常任役員会、実行委員会もしくは事務局を通じてその旨を申し込み、常任役員会の承認を受けなければならない。また協賛企業団体は原則としてその協賛期間中に協賛を取りやめることはできない。しかし、諸般の事情により、やむを得ず協賛を取りやめる場合には常任役員会に正当な理由をもって協賛を取りやめる旨を申告し、常任役員会の承認を受けなければならない。
- (4) 当コンテスト実行委員会に委員として参加しようとする者は、常任役員会、もしくは常任役員会から委任を受けた実行委員にその旨を申し込み、常任役員会の承認を受けなければならない。また、当コンテスト実行委員会を退任しようとする委員は、本団体常任役員会へその旨を申告しなければならない。
- (5) 当コンテスト実行委員会に会期スタッフとして参加しようとする者は、常任役員会、もしくは常任役員会から委任を受けた実行委員にその旨を申し込み、常任役員会の承認を受けなければならない。また会期スタッフは原則としてその任期中に退

任することはできない。しかし、諸般の事情により、やむを得ず退任しなければならない場合には常任役員会に正当な理由をもって退任する旨を申告し、常任役員会の承認を受けなければならない。

(6) 当コンテスト運営委員会に委員として参加しようとする者は、常任役員会、もしくは常任役員会から委任を受けた実行委員にその旨を申し込み、常任役員会の承認を受けなければならない。また運営委員は原則としてその任期中に退任することはできない。しかし、諸般の事情により、やむを得ず退任しなければならない場合には常任役員会に正当な理由をもって退任する旨を申告し、常任役員会の承認を受けなければならない。

第 13 条（任期）

当コンテストは毎年 4 月から翌年 3 月までを 1 年度とし、当コンテストの各構成員の任期を以下のように定める。

- (1) 常任役員会の任期は、役員就任から退任申告を行うまでとする
- (2) 実行委員長及び会期スタッフの任期は 1 年度とする
- (3) 実行委員の任期は、委員就任から退任申請を行うまでとする
- (4) 運営委員の任期は 1 年度とする

第 14 条（除籍）

常任役員会、実行委員会、運営委員会の各構成員が本規約に違反した場合、又は活動趣旨に反し、本団体および当コンテストの構成員として相応しくない行為があった場合は、常任役員会の決議により当該構成員を除籍することができる。ただし、当該構成員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会計及び資産管理

第15条（資産の管理）

本団体の資産は金融機関口座により管理する。

第16条（収入）

本団体の収入は次の各号による。

- (1) 協賛金
- (2) 参加費
- (3) その他の収入

第17条（支出）

本団体の支出は、その目的に沿った活動に限定する。

第18条（口座管理）

- (1) 本団体の金融機関口座の名義は団体名義または代表者名義とする。
- (2) 口座の管理責任者は代表者とする。
- (3) 入出金の実務は会計責任者が行う。

第19条（支出承認）

支出の承認は、会計責任者が行い、50万円（税別）以上の支出については、代表者の承認を必要とする。

第20条（会計年度）

本団体の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 21 条（収支報告）

会計責任者は、各会計年度終了後、収支報告を作成し常任役員会に報告する。

第 4 章 変更及び解散

第 22 条（規約の変更）

この規約は、常任役員会の決議によって変更できる。

第 23 条（解散）

本団体は、常任役員会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

第 24 条（残余財産の帰属）

本団体が清算をする場合において有する残余財産は、常任役員会の決議をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第5章 その他

第25条（その他）

- (1) この規約に定めるものの他、当コンテストの開催、実施、継続、運営上必要な事項は、常任役員会会長が別途定めるものとする。
- (2) 常任役員会、実行委員会の各構成員、協賛企業団体は、当コンテストの趣旨に則り、運営委員会の自主性を妨げる指示、言動、行為をしてはならない。

附則

この規約は設立の日(2018年4月1日)から施行する。

改訂履歴

- 2024.12.1 組織体制の現行化（常任役員の変更、主催者の協賛企業から実行委員会への変更、会期スタッフの追加）及び、軽微な変更
- 2026.04.22 顧問職及び、会計責任者の設置、支出ルール・管理方法の明記、及び、軽微な変更

以上(以下余白)